

〇三〇年代後半に技術確立とされています。今からだあと十年から十五年ですが、確立できるのでしょうか。これまでの御答弁や各所での御報告を伺うと、確立に向けた努力はされていると思いますが、期限内に確立する保証はないように感じます。

四月十一日の御答弁で、再処理等拠出金の積立において、再処理工場が中止になった場合はどうするかについて、再処理工場が中止になった場合という仮定の質問には答えるのは困難ということでした。確立できる確たる保証がない段階で、確立できない可能性もあるのに、その場合はどうするかを示すことができないのは無責任だと思います。それとも、確立する保証ができる状態になったのでしょうか。あるいは、確立してもあるいはできなくても政府に責任はないというお考えでしょうか。

○久米政府参考人 お答え申し上げます。

まず、再処理技術そのものについては、ただいま六ヶ所の再処理工場、竣工に向けて最終段階でございまして、御質問の趣旨は、今、使用済みMOX燃料の再処理というものの技術開発を進めておるところでございしますが、それがきちんと進むのかということだというふうに認識をいたしました上で御答弁させていただきます。

使用済みMOX燃料につきましては、これまでの研究開発により技術的課題や解決策についての検討が進んでおりまして、国内外の研究施設、例えば、日本のJAEAの東海再処理工場、あるいはフランスのラ・アーグの再処理工場といったところで、既存の施設で試験的に再処理した実績もあることから、技術的には再処理は可能だというふうに考えてございます。

その上で、第七次エネルギー基本計画では、使用済みMOX燃料の再処理につきまして、国際連携による実証研究を含め、二〇三〇年代後半を目途に技術を確立するべく研究開発を進めるということに加えて、その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、許可の取得や実運用

の検討に必要なデータの充実化を進めるという方針を示していたというところでありまして、引き続きこの方針に沿って技術開発をしつかり進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐原委員 当面は六ヶ所再処理工場での技術を反映したいと思いますが、仮に六ヶ所再処理工場で二〇四〇年以降に事業を開始したとして、使用済みMOX燃料の処理期間、量はどの程度を想定していらっしゃいますか。

○久米政府参考人 お答え申し上げます。

使用済みMOX燃料の再処理につきましては、先ほど御紹介させていただきましたとおり、六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定して、国際連携による実証研究を含め、二〇三〇年代後半を目途に技術を確立するべく研究開発を進めているという状況でございまして。

その成果を踏まえて具体的な再処理施設の在り方を検討することとなることでありますので、現時点で使用済みMOX燃料を六ヶ所再処理工場再処理するという方針を決めたということとはございません。

このように、技術開発を進めている段階でありますので、現時点で使用済みMOX燃料の再処理の期間や量について予断を持つてお答えすることが困難であるということは御理解いただけますと幸いです。

○佐原委員 本来一九九七年に完成するはずの六ヶ所再処理工場は、いまだに完成していません。

その間に、施設は既に老朽化しています。二〇四〇年であれば更に老朽化は進んでいます。半世紀近くたっていることになりました。

放射線量が高くて人が立入検査できないレッドセルもあります。ロボットによる記録確認で済ませて問題ないのでしょうか。さらに、使用済みMOX燃料の処理という工程も加わり、施設の健全性が維持できるのか、再処理工場が既にこんなに遅れているのに、それを維持できる能力はあるのでしょうか。

○久米政府参考人 六ヶ所再処理工場につきまし

て、老朽化しているのではないかと、あるいは、それに伴って安全性について不安はないのかという御質問を頂戴いたしました。

一般論として申し上げますと、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めない限りは原子力施設の稼働が認められることはないというのが政府の方針でございます。

その上で、六ヶ所再処理工場につきましても、その竣工に当たっては、原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査におきまして、構造や強度、機能が十分かなど設備の健全性について日本原燃が確認を行い、その結果について原子力規制委員会の確認を受けるということになるというふうに承知をしております。

また、竣工後も、設備を健全な状態に保つべく、日本原燃が設備ごとに点検計画を定めて点検するとともに、計画的に補修や設備更新を行っていくものというふうに承知をしております。例えばガラス溶融炉につきましては、計画的な更新を行うこととし、一列目の更新を二〇二八年度から二〇二九年度にかけて予定しているというふうに承知をしております。

さらに、安全性を確保した安定的な長期運転のため、中長期を見据え、効率的な機器取替え技術などメンテナンス技術の高度化や、取替え用部品などの確保、サプライチェーン、技術の維持などについて官民でしっかりと対応を進めてまいります。

○佐原委員 お言葉ではそのようには幾らでも言えると思うんですね。

でも、これは私の私見ですが、今まで、例えばアメリカの経済的な仮想敵国は日本だと言われていました。そして、いろいろな法律の中にそういった日本の経済を衰退させるような仕組みを入れ込んだのではないかなと思うんです。各省庁それぞれにそういった問題があるのではないかと。経産省は原発という問題もそうだし、例えば財務省だと、減税あるいは消費税の廃止というのを求めています、そういったことが、実はいわゆる日本の経済を衰退させる一つの装置であった

のではないかなと思うんです。

ですから、私たちは、そこに余りに固着することなく、呪縛されることなく、本当に国民が必要なこと、国民のためになることを考えていかなければいけない。自主独立。そして、言いたいこともたまには言わなければいけない。もちろん仲よくしていかなければいけないとは思いますが。

私、ちよつと話は違いますが、東、東南アジアを旅行したときに、現場で働く人は現地の人が多かったですよね。だけれども、経営者は、華僑の方、中国人の方が多かったんです。そして今、日本は、例えば土地が安くなって、中国の方が買ってしまったそうですね。そうしたら、ほんとに、これから生活が、どうしていいかわからないときに買ってしまったら、どう思うんです。こうやって日本という国がどんどん売られていく、そういうことが現実に行われているのではないかなと思うんです。

そういったときに、本当に必要な法律であるのか、施策であるのか、そういったことに立ち返って、自らが呪縛を取り除いて、本当に、これから大いなる和みの心、みんなと和する心、大和の心を持った日本という国を復活させていくためには、もう一度、誰のために、どこを向いて政治をしているのかというところに、もう一回考えていかなければならない時期に来たのではないかなと思うんです。本当に必要なのだろうか、再処理をすることが本当によいことなのだろうか、そういったことを。

時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきます。尻切れトンボになりましたけれども、皆様のお仕事、いつも大変なことをされているというのは存じております。失礼な質問もしましたが、この国のために本当に考えていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○宮崎委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます

す。

前回の質問で大臣の答弁がありまして、その後、万博協会は、我が党の機関紙しんぶん赤旗に万博会場での取材許可証を発行するといったしました。余りにも当然の措置だというふうに思いました。同時に、一部報道では、それは取材、撮影内容を事前に提示することを条件に許可証が認められるという報道もありました。

確認しますが、これは、取材、撮影内容を事前に万博協会に提示をして承認を受ける必要があるのでしょうか。いかがですか。

○茂木政府参考人 お答え申し上げます。

四月十八日金曜日の質疑を受けまして、どのような対応が可能であるか博覧会協会において検討を行った結果、しんぶん赤旗等へ記者会見に出席するための一時的な入場許可証を発行することとしたものと承知しています。

その申請に当たりまして、事前に提示する取材内容等は、例えば記者会見への出席ですとか会場内の取材といった記載でよく、その中身についての御指摘の事前検閲といったようなことを行うものではない旨、これは博覧会協会から報告を受けております。

○辰巳委員 当然ですよ。そんなことをせなアカンということであれば取材できませんので。

ただ、大臣は、私とのやり取りの中で、この間、赤旗が排除されてきた理由に、特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがあるとしていたんですけれども、それは撤回するというところでよろしいんでしょうか。

○武藤国務大臣 しんぶん赤旗等の取材活動というものについて、博覧会協会のメディアガイドラインに定める、特定の政治、宗教、思想等の活動目的に利用されるおそれがある事項に当たらないものと整理したと博覧会協会から報告を受けています。

○辰巳委員 そういうことで、大臣の答弁を訂正されたということなのかなというふうに思うんですね。

同時に、ちよっと経産省に確認しますけれども、メディア用AD証の発行対象者として四つ分類されておりまして。一つが報道機関、これは記者クラブなどに登録されているところ、二つ目がフリーランス、三つ目がソーシャルメディアクリエイター、インフルエンサー等、四つ目がその他ということになるんですが、赤旗はその他に分類される、そういう整理でよろしいですか。

○茂木政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおりでございます。

○辰巳委員 四つ目のその他に該当するんだと。そして、特定の政治、宗教云々というのは、これはもう関係ないんだという話になったわけですね。

問題は、今日取り上げたいのは、しんぶん赤旗が、通期、パーマネントのパスではなくて、一時的な、ワンデー、デーパス。一日だけの、しかも、記者会見のとき、週一回記者会見をやるんですけれども、そのときだけのパスしか認められていないということでもあります。なぜなのでしょう。いかがですか。

○茂木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、博覧会協会のメディアガイドラインにおきまして、メディア用のAD証というものを発行しているわけですが、いわゆる報道機関として日本国内で有効な記者登録がなされている報道機関、報道関係者、こちらについては、先ほど御指摘があったような通期のパスが発行されています。

一方で、いわゆる政党機関紙、先ほど申し上げたように、類型の四と先ほど委員の御指摘がありましたが、その他に分類されているわけですが、政党機関紙は先ほど申し上げた報道機関の類型には該当しないとされていることから、政党機関紙といわゆる報道機関で取扱いが異なっているというものと承知をしております。

○辰巳委員 今申し上げた事項はメディアガイドラインのどこに書いてあるか、示していただけませんか。

○茂木政府参考人 メディアガイドライン上は、先ほど申し上げたとおり、一が報道機関ということになっております。その次にフリーランスが書いてありまして、その次に……(辰巳委員)いや、つまり、四。どうぞと呼ぶ四類型がございまして、最後の四の類型に、その他の類型に政党機関紙は該当するというふうに整理をしておりますので、これに基づいて博覧会協会が判断をしているというふうに理解しております。

○辰巳委員 ですから、四はなぜワンデーしか認められないのか。これはどこに書いてあるのかというのを聞いています。

○茂木政府参考人 これは、個別にどのようなメディアパスを出すかについては、博覧会協会が個別の対応について判断をする。これは同協会の裁量の範囲というふうに考えておりまして、経産省としてコメントする立場にはございません。

○辰巳委員 要するに、恣意的にしんぶん赤旗だけは通期を出さない、パーマネントを出さないと協会が勝手にやっているということじゃないですか。

先ほどの一から四の類型。例えば二つ目のフリーランス。私が聞きましたところ、フリーランスでも様々な、要するに博覧会協会の判断でパーマネントは出すんだと言っていますよね。あと、十万人以上の、インフルエンサー、これだつてそうすわね、出し得るという話なんです。なぜ、その他の四番、ここに赤旗が当てはまる、しんぶん赤旗だけがワンデーになるのか。これはまたもな答弁ができないじゃないですか。万博協会が恣意的に決めている、こういう話ですよ。おかしいじゃないですか。

大臣、今聞いていただいて、万博協会が出しているメディアのガイドラインなんです。言っているような話は全く書いていないですよ。つまり、万博協会の裁量でそこは決められるから勝手にやりますよ。メディアガイドラインには、赤旗を排除する、あるいは四類型のその他のところは排除できると書いていないんですよ。メディア

アの申請書には、一か月未満の取材の場合はワンデーで申請しない、一か月以上の取材になる場合にはパーマネント、通期で申請しない、このことしか書かれていないんです。つまり、ワンデーにするのか、それとも通期、パーマネントにするのかというのは、その記者あるいはその会社の取材計画によるということなんです。

一か月以上やるんやったらパーマネントを出す、これが万博のメディアのガイドラインなんです。それを逸脱しているのが今の万博協会なんです。余りにもおかしいじゃないですか。

大臣、今のやり取りを聞いていただいて、これは全く彼らのガイドラインにも沿っていないんです。恣意的にやっているんです。万博協会の、彼ら自身の規則にのっとってやらなアカンと監督しなければならぬのは経産省の大臣なんです。大臣、これは万博にもきつと、パーマネント、申請があれば認めるよう、差別的な取扱いをするなどちゃんとやっていただきたい。

○武藤国務大臣 この案件については、委員とはもう、これから、今日、三度目になりますかね、四度目かな。そういう形の中で、赤旗さんの扱いについてということで、今回出ていないのはおかしいじゃないかというところで、過去の例というものを見ながら、例えば東京オリパラですとか愛知万博ですとか、そのときは出していたじゃないかというお話の中で、博覧会協会の事務局へ確認をしるということで、させていたいただきたいところがあります。

そういう意味の中で、今回、今おっしゃられた、パーマネントからデーパスにしたという話の中で、博覧会協会が行った個別の対応については、我々の方から、じゃ、これを全部パーマネントにしろとかいう指示については、同協会の裁量の範囲だというふうに私どもでは考えているところでありまして、経済産業省としてコメントする立場にはないんだと思っております。

○辰巳委員 大臣、今、過去の例とあったでしょ

う。じゃ、経産省、ソーシャルメディア、インフルエンサー、過去はやっていたんですか。愛知万博のときにインフルエンサーはやっていたんですか。やっていないでしょう。今回からですよ、インフルエンサーというのは。

四類型で、過去の事例がやっていたからということで認めるというんだつたら、あるいは認めないというんだつたら、インフルエンサーをどう説明するんですか。問題はそこじゃないんです。恣意的な、彼ら自身が作っているルールにも基づかないやり方をちゃんと正せと言っているだけの話なんです。

大臣、ここはちょっともう一回聞き取りをやっていたきたい。ゴールデンウィークが明けたら、また経産委員会がありますから、聞いていただけますか。確認してください。

○武藤国務大臣 委員にこれは申し上げておきたいんですけれども、博覧会協会のメディアガイドラインにおいて、AD証の扱い、これはいわゆる報道機関として日本国内で有効な記者登録がなされている報道関係者等を発行の対象としているというふうに承知をしていると聞いているところなんです。ですから、これはたしか四回目になりますかね、政党機関紙というのはこの類型には該当しないということにされていることから、政党機関紙といわゆる報道機関で取扱いが異なっているものと承知しているところです。

ですから、いろいろ、差別じゃないかとかいうお話もあると思いますが、こういう、差別とは全く考えていないところであります。

○辰巳委員 ですから、大臣、じゃ、フリーランスやインフルエンサーはどうかという話になるでしょうということなんです。バーマネットを認めているんやから。赤旗だけ認めないんやから。大臣、うなずいていますよね、やはりおかしいなという顔をしているんじゃないですか、大臣。そこを。

○武藤国務大臣 愛知万博というのは私の近場でありましたから、当時、フリーランスとか、そう

いう扱いがあつたかというところがちょっと分からないので、そこは確認しておきます。

○辰巳委員 いや、これは何回やっても時間のあれないので、もう一回やりましょう、連休が明けたら。是非、経産省も。経産省がちゃんとやらないとこれは終わりませんからね。結局、恣意的なプロパガンダの記事だけは認める、こんな話になりかねないと思いますので、これはまたやりたいというふうに思います。

今日は、昨年八月に政府が作成したジョブ型人事指針についてたできてまいります。

まず、経産省に確認しますが、このジョブ型人事とは何なのか、指針は何のために作成されたのか。簡潔にお願いします。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

新しい資本主義実現会議における議論を踏まえまして、昨年八月に、経済産業省、内閣官房、厚生労働省が連名でジョブ型人事指針を公表したところでございします。

ジョブ型人事とはということで、職務の重要性に応じた報酬の設計、年齢ではなく能力に応じた人材の抜てき、グローバル水準に合わせた処遇等を通じて、企業の価値向上ですとか競争力強化に資するもの、こういうふうにございます。

個々の企業の経営戦略や歴史など、その実態が千差万別であることを踏まえ、本指針では、二十社の導入企業の事例を整理をし、自社のスタイルに合った導入方法を各社に検討してもらう際の参考にしてもらうということを目的としたものでございします。

○辰巳委員 政府が旗を振るジョブ型人事、雇用

の下で、看過できない問題が起こっております。

今日、資料にもおつけしましたけれども、医療機器販売会社のオリンパスの子会社であるオリンパスマーケティングでは、二〇二三年の四月、ジョブ型、この新人事が採用されました。当初、社員向けの説明では、基本給の基にある等級は新しい人事制度の下でも原則引き継がれていくとされていたんですね。

ところが、二〇二二年の十二月、四十歳以上の全従業員に対し希望退職制度の案内がされると同時に、四十から五十代の中堅社員が呼び出されて、新人事制度での等級の引下げを内示される事案が多数発生をいたしました。ある社員は、本来の等級から二つ降格をさせられ、標準基本給が約四割も引き下げられるということになったということであります。

希望退職にも応じなかつたある職員は、顧客に医療機器の使い方などを説明するデータベースを構築するカスタマーインフォメーションセンターから、運搬などを主な業務とする単純作業、こういうところを担うエリアサポーターに配置転換をされました。

降格人事がされた場合、契約上の根拠が定められ、その際の評価基準が明確かつ合理的であることが必要とされております。ところが、このオリンパスの旧人事制度の就業規則には、きちんとした降格の規定が定められておらず、新しい人事制度の移行に伴う、降格される場合の基準や手続が何ら定められていない、こういうことであります。

大臣、ジョブ型人事が降格やリストラの手段として使われているということ、これは問題じゃないですか。

○武藤国務大臣 委員御指摘の報道については承知をしているところであります。ただ、現在係争中であるということで、個別企業の事例について見解を申し上げることは差し控えていただきますが、一般論として、ジョブ型人事の導入、これは、人材の適材適所の活躍等を通じた企業価値の向上ですとか競争力の強化を目的としたものと認識をしているところでです。

そのため、直ちに不当な解雇や降格等につながるものではなくて、本来の目的に即した適切な運用が重要だということに考えているところであります。

○辰巳委員 と言うんですけれども、驚いたことに、政府が作成したこのジョブ型人事指針、かな

り分厚いものがあるんですけども、ここには、他企業へのジョブ型人事を広げるために、ほか十九社とともに、このオリンパスでの取組も紹介。大臣、この中に入っているんですね。

これは自殺未遂まで追い込まれる事態となった方もおられると聞いております。そういう人事を政府が取り上げて他企業へ広げようとするなど、私は言語道断やというふうに思うんですね。指針を書き直すか、新しいものに作り替えるか、これは是非していただきたいと思うんです。

問題はオリンパスだけではありません。グーグルでも同様の問題が起こっております。

昨年十二月の十日、これはしんぶん赤旗でも報道されたんですけども、ソーシャルコンサルティングという、営業担当の要請に応じて製品、サービスが顧客にどう役立つかなどの分析を行って、顧客提案をサポートする非常に大事な仕事に就いていた男性は、その所属チームで世界トップの対応件数をこなしていたということであります。

ところが、年間評価で、五段階の下から二番目の低評価をつけられて、一方的にPIPの対象とされました。PIPというのはパフォーマンス・インプルーブメント・プログラムの略なんです

が、つまりパフォーマンスが芳しくない社員に対する業務改善指導プログラムというものであります。課題をこなせということで幾つか出された。課題、全部改善したということなんです、達成したということなんです、ところが、企業側は、ソートリーダーシップ、革新的なアイデアで主導する力が欠如していると、課題とされているようなことまで持ち出す。あるいは、解雇の理由書には分析の深さ、課題ともされていないようなことまで持ち出して、退職に追い込むということがやられてきたわけです。

このジョブ型人事指針の中にも、このPIPを導入している企業の取組が紹介をされております。つまり、政府自身がジョブ型雇用及びPIP導入の推進役となっている。しかし、現場で起こっていることは、まさにそういうものを手段と

して賃下げやリストラが行われているということなんです。大臣、PIPもリストラを進めるための手段となっている。これはやはりおかしいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○武藤国務大臣 先ほどジョブ型の不当な降格ですとかリストラの話もありましたし、今、PIPというものの話もありました。

いずれにしても、ジョブ型人事というのは、我々としては、企業価値の向上や競争力の強化に資するものと考えて始めた施策だというふうに承知をしているところです。実際に、ジョブ型人事指針に掲載されている企業において、何社かあると聞いていますけれども、経営改革と併せてジョブ型人事を導入することによって、業績の向上や改善を図れている会社もあるというふうに承知をしているところです。

また、今のPIPですけれども、こちらの方も一般的には業績に課題を抱えている社員が対象となりますけれども、挽回のチャンスを与える側面もあるというふうに認識をしているところです。

いずれにしても、本来の目的に即した適切な運用というものが重要でありまして、不当な解雇ですとか降格等の事案があれば労働法規に従って適切に対処すべきだと認識をしているところであります。

○辰巳委員 競争力と言うけれども、こんな理不尽なことがやられていたら競争力なんか上がらないと私は思うんですよ。

外資系企業であっても日本の法令が適用されるのは当然です。ところが、今起きているのは、外資系にせよ、あるいは物言う外資系ファンドが大株主になったオリンパスの子会社にせよ、法令を踏みこむ乱暴なやり方がされているということだと思いませんか。大臣、やはり、ジョブ型人事、PIP、戸惑いもなく推進する姿勢というのは私は改めるべきだというふうに思います。

現場の労働者とながっている日本金属情報通信労組、JMITUは、企業側は、賃金は成果、業績で決めるんだというながら物価高騰でも賃上

げしないんだ、あるいは、このジョブ型雇用などで住宅手当も家族手当もなくなってしまうなどと、現場の実態を厳しく告発をしております。

ジョブ型人事あるいはこのPIPも含めて政府が推進すべきものではないということを申し上げて、私の質問を終わりますが、連休明けにはまた万博の問題を追及していきたいというふうに思います。

以上です。



○宮崎委員長 次に、内閣提出、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。武藤国務大臣。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○武藤国務大臣 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今、二〇五〇年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力の強化を通じた経済成長を同時に達成するグリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXの実現に向けた投資競争が世界で加速しています。我が国でも、この成長分野への企業の投資を促進することが、コストカット型経済から高い付加価値を創出する経済へ移行し、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現していくためにも喫緊の課題となっています。

そのため、我が国では、二年前に成立した脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する

法律において、十年間で二十兆円規模の大胆な先行投資支援を行うとともに、炭素排出に値づけを行う成長志向型カーボン・ライシキングの大枠を法定化しました。このGXに関する動きを更に加速するためには、投資のための支援措置に加えて制度的措置を講ずることで、事業者が行う脱炭素投資の収益性に関し、中長期の時間軸で予見性を高める必要があります。

また、特に、産業分野の中でも多くの二酸化炭素を排出する素材産業を中心に、再生資源の利用拡大等による資源循環の強化を通じて、製品のライフサイクル全体での排出削減を進めることが重要であり、このための制度的措置を講じていく必要があります。

本法律案は、こうした観点から、成長志向型カーボン・ライシキングの制度の具体化及び脱炭素化に資する資源循環強化に関する措置等を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正です。

第一に、現在自主的に行われている排出量取引制度を法定化し、令和八年度から排出量の規模が一定規模以上の事業者に参加義務を課します。対象事業者に対しては、業種特性や産業の国外移動リスク等を考慮した実施指針に基づき排出枠の無償割当てを行い、その過不足を脱炭素成長型経済構造移行推進機構が設置する排出枠取引市場において取引を可能とすることや、排出枠の価格の安定化のために上下限価格を設定すること等を通じて、排出削減のための取組に向けたインセンティブを高めていく措置を講ずることとします。

第二に、令和十年度から適用を開始する化石燃料賦課金の円滑かつ確実な導入のため、納付手続の法定化や国内で使用しない燃料等を念頭に置いた減額等に関する規定等の技術的事項に関する措置を講ずることとします。

第三に、昨年措置した戦略分野国内生産促進税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う

一般会計の減収補填を脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入をもって行うことを可能とする措置を講ずることとします。

次に、資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正です。

第一に、脱炭素化に資する資源循環を強化するため、再生資源の利用義務を課す製品を指定し、生産量が一定規模以上の製造事業者等に対し、当該製品における再生資源の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務づける措置を講ずることとします。

第二に、再生資源の安定確保や製品の環境負荷低減を促進するため、解体、分別が容易な設計等、製品のライフサイクルの観点から特に優れた設計を認定する制度を創設する措置を講ずることとします。

第三に、事業者による自主回収、再資源化が義務づけられている製品の回収率を高めるため、高い回収目標等を掲げて認定を受けた事業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置を講ずることとします。

第四に、シェアリング等による製品の効率的な利用を促す、いわゆるサーキュラーエコノミー・マースを促進していくため、資源の有効利用等の観点から、サーキュラーエコノミー・マースを行う事業者が従うべき基準を設定する措置を講ずることとします。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○宮崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回回は、来る五月九日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会